

令和6年8月20日発行

I 【重要】令和6年2月からの長野県介護職員処遇改善支援補助金の交付決定等について

長野県では、令和6年2月から5月までの間において、介護職員等の賃金改善を行う事業所等に対し、長野県介護職員処遇改善支援補助金を実施しています。申請のあった法人宛に交付決定通知書を発送していますので通知内容を必ずご確認ください。申請書を提出済みであって万が一、交付決定通知書が届いていない場合で、長野県より特段の連絡がない申請法人については、申請状況を確認しますので**8月30日まで**に下記まで必ずご連絡願います。

また、交付対象となっている事業所については、7月19日付で国保連より「交付予定額通知書」を計画書に記載のある事業所単位でお送りしています。今後の実績報告の際に必要なとなりますので、交付予定額を必ずご確認くださいませようお願いします。

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/syogukaizenhojokin.html>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→☆掲載情報一覧のうち「介護職員処遇改善支援補助金について」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 【重要】令和6年度介護保険事業者等集団指導について

令和6年度介護保険事業者等集団指導（旧称：介護保険施設・事業者に係る研修会）について、資料と説明動画の県ホームページへの掲載を予定（9月頃）しています。掲載準備が整い次第、改めて介護インフォメーション内でお知らせします。なお、開催方式については令和3年度からオンライン形式となりました。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 【重要】令和6年10月から「電子申請届出システム」による受付が開始します！

介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、令和6年4月1日から、指定申請等の手続きは厚生労働省が提供する「電子申請届出システム」を利用することが原則化されたところです。

長野県では、**令和6年10月1日から、介護保険事業者指定に係る申請・届出については「電子申請届出システム」によることとします**ので、10月1日以降に申請・届出を提出する際は「電子申請届出システム」をご利用ください。

詳細は、下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenkou/koureiisha/service/jigyosha/kaigodenshi.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

IV 【重要】「電子申請届出システム」のご利用には「GビズID」の取得が必要です。お早めにご取得ください！

令和6年10月1日から本県で受付を開始する「電子申請届出システム」を利用するには、デジタル庁が提供する共通認証システム「GビズID」の取得が必要になります。「GビズID」の取得には審査が必要であり、審査機関は原則、2週間以内のため、予め取得していただきますようお願いいたします。

詳細は、下記デジタル庁ホームページをご参照ください。

○掲載先URL <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※今回取得した「GビズID」は、介護サービス事業者経営情報の報告でも使用します。（詳細は令和6年秋頃に周知予定）

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 介護職員等処遇改善加算取得促進セミナーの開催について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで「専門家による個別相談」「解説動画の配信」「研修の実施」を無料で実施しています。

令和6年6月からの「介護職員等処遇改善加算」について分かりやすく解説します。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。お申込みお待ちしております。

- 1 対象者 長野県内に所在する介護サービス事業所および当該事業所を運営する事業者（法人）
- 2 日時・場所 長野会場 9月18日（水）13:30～15:30（長野市生涯学習センター 3階第3学習室）
伊那会場 10月18日（金）13:30～15:30（伊那市防災コミュニティセンター 多目的ホール）
松本会場 11月21日（木）13:30～15:30（サンプラアルウィン 第3～第5会議室）
- 3 申込期間 各会場 開催日の1週間前まで
- 4 参加費 無料
- 5 申込 ホームページにある申込書に必要な事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申込みください。
※ホームページは、「介護労働安定センター長野支部」で検索。
トップページ→「支部からのお知らせ」→「処遇改善加算セミナーのご案内」からお申込みいただけます。

【問合せ先】（公財）介護労働安定センター長野支部内

電話：026-232-0898（直通） FAX：026-232-0906 電子メール：nagano@kaigo-center.or.jp

VI 令和7年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る部分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

この度、令和7年1月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺憾なくご対応いただきますようお願いいたします。

掲載先 URL（厚生労働省ホームページ） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「福祉用具・住宅改修」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VII 「日本 ALS 協会 15 周年記念講演&交流会」のご案内

参加申し込みQRコード

- 日時 10月14日（月・祝） 13時～16時（12時半受付開始）
- 場所 長野県障害者福祉センターサンアップル1階 サンアップルホール
- 定員 現地 約60名 オンライン（Zoom）人数制限なし
- 参加費 会員 無料 非会員 100円 *オンライン参加は無料
- 講演 13:10～14:10 記念講演 テーマ「ALS患者のための最新呼吸リハビリ療法」
武知由佳子氏（医療法人社団愛友会いきいきクリニック院長）
「在宅人工呼吸ケア ～人工呼吸器で、呼吸不全を治し、病気の進行を遅らせる～」
高野元氏（日本 ALS 協会副会長、神奈川県支部副支部長、創発計画株式会社 代表取締役）
「ALSでも元気に生きる秘訣 ～呼吸機能の安定が社会参加も可能にする～」
14:10～14:40 企業展示・紹介
（株）フィリップスジャパン（排痰補助装置）、（株）星医療酸器（LIC トレーナー）、
（株）ペルモビール（スタンディング車椅子）
14:40～15:00 写真撮影・休憩
15:00～16:00 交流会



*申し込み締め切り 10月5日（土）

*Zoomパスワードは2日前までにメールでお送りいたします。

*お申し込みは日本 ALS 協会長野県支部ホームページの申込書・右上QRコード・TEL・FAX・メールにてお願いします。

【問合せ先】日本 ALS 協会長野県支部 事務局 原山 電話：026-263-6335 FAX：026-243-8820

電子メール：akane_harayama@tetote7107.org

VIII 喀痰吸引等研修事業（特定の者対象 3号研修）R6年度 第2回 基本研修 受講生募集

日本 ALS 協会長野県支部は、長野県登録研修機関の認可を受け研修を行っています。今年度最後の研修となります。

- 募集期間 9月15日～10月15日
- 募集定員 5名
- 研修日 <講義> 11月3日（日）13:00～16:40
長野市ふれあい福祉センター5階 会議室4（Zoom 配信あり）
<演習/講義/試験> 11月24日（日）13:00～17:00
長野市北部スポーツ・レクリエーションパーク管理棟 会議室
- 受講料 20,000円（保険料込み） ※別途教材費 2,000円（送料込み）（「喀痰吸引等研修テキスト」厚生労働省版）
- カリキュラム 長野県支部ホームページ掲載の別紙1・2参照

*日本 ALS 協会長野県支部ホームページ掲載の募集要項、受講のお知らせ、受講の流れ、受講申請書類一式等をご確認ください。

【問合せ先】日本 ALS 協会長野県支部 事務局 原山 電話：026-263-6335 FAX：026-243-8820

電子メール：akane_harayama@tetote7107.org

IX 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2024年9月1日～2024年9月30日	2024年7月11日～2024年8月10日
2024年10月1日～2024年10月31日	2024年8月11日～2024年9月10日

※令和6年（2024年）8月及び9月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできませんのでご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp